

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会	会議場所	第3委員会室
		担当職員	池永
日 時	平成27年6月24日(水曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午前 11 時 39 分
出席委員	明田 馬場 酒井 奥村 富谷 平本 小松 <西口議長>		
理事者出席者	中川環境市民部長 西田環境市民部市民生活・保険医療担当部長 塩尻環境政策課長 辻村環境クリーン推進課長 小川健康福祉部長 玉記健康福祉部保健・長寿担当部長 猪上地域福祉課長 広瀬子育て支援課長 阿久根子育て支援課保・幼連携担当課長 小栗高 齢福祉課長 高橋高齢福祉課副課長 東高齢福祉課主事		
事務局	局長、鈴木係長、池永		
傍聴者	市民 0名	報道関係者 - 名	議員3名(齊藤副議長、小川、堤)

会 議 の 概 要

1 開議

2 事務局日程説明

3 議案審査

[理事者入室] 環境市民部

< 環境市民部長 >

あいさつ・概要説明

(1) 第1号議案 平成27年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)

< 環境クリーン推進課長 >

資料に基づき説明

~ 10 : 10

[質疑]

< 奥村委員 >

廃棄予定量は何トンと言われたか。

< 環境クリーン推進課長 >

750トンを予定している。

< 奥村委員 >

プラスチック製容器包装の現在の処理量は。

< 環境クリーン推進課長 >

3月末現在で301トンほど収集しリサイクルにまわしている。

< 奥村委員 >

1年間でということか。

< 環境クリーン推進課長 >

昨年10月から始め、半年間の分である。

<馬場副委員長>

重さで計量すると考えるが、どのくらいのプレスで圧縮するのか。落札は1トンあたりいくら位で推移しているのか。

<環境クリーン推進課長>

機械の部分であるので、そこまで把握していない。昨年度の単価は、1キロあたり24円程度である。

<環境市民部長>

容り協会の指定業者に引き渡すには、サイズが決まっている。そのサイズあたりのだいたいの重さは分かるので、また調べて報告する。

[理事者退室]

~ 10 : 15

[理事者入室] 健康福祉部

<健康福祉部長>

あいさつ・概要説明

(2) 第1号議案 平成27年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)

<高齢福祉課長>

資料に基づき説明

~ 10 : 20

<明田委員長>

今2か所と言われたが、施設名を。

<高齢福祉課長>

予算可決後、事業者を公募する。

[質疑なし]

(3) 第4号議案 亀岡市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

<子育て支援課長>

資料に基づき説明

~ 10 : 26

[質疑]

<馬場副委員長>

医師会など医療団体と、どの程度協議を行ったのか。

<子育て支援課長>

7月に医師会に説明し、周知する予定である。

<馬場副委員長>

受給者証は1人1人の子どもに発行されるので、紛失防止など市民への広報はどのようにされるのか。

<子育て支援課長>

6月に教育委員会で校園長会を開催し、その際に制度の説明をした。学校を通じて

チラシ等も配布する予定である。また、市の広報紙やホームページで周知していきたい。

< 酒井委員 >

現物給付になることにより、国庫負担金の減額調整を受ける可能性はあるのか。

< 子育て支援課長 >

減額を受けることはない。

< 奥村委員 >

窓口に行った時の様子はどのようになるのか。

< 子育て支援課長 >

今までであれば、小・中学生の通院で1カ月3千円を超えた場合、領収書を市窓口を持ってこられたら、超えた分に対して助成していた。現物給付は、医療機関に受給者証を持って行き一定額を支払えば、自動的に処理ができる。市役所の窓口に来なくてもすむ。

< 奥村委員 >

窓口では3千円しか払わなくて良いということか。

< 子育て支援課長 >

1医療機関で3千円である。1医療機関に1月に2回、3回通院されて5千円かかったとしても、トータルで3千円支払えば良いということになる。

< 奥村委員 >

色々な手続きや事務は医療機関が行うということか。

< 子育て支援課長 >

そうである。

< 奥村委員 >

全国の医療機関で使用できるのか。

< 子育て支援課長 >

京都府内の医療機関である。

< 奥村委員 >

大阪などではどうなるのか。

< 子育て支援課長 >

京都府外なら、従来通り償還払いとなる。

~ 10 : 34

(4) 第5号議案 亀岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

< 子育て支援課保・幼連携担当課長 >

資料に基づき説明

~ 10 : 41

[質疑]

< 酒井委員 >

今、亀岡市内で対象となる事業はあるのか。

< 子育て支援課保・幼連携担当課長 >

事業はない。今申請も受けていない。

< 酒井委員 >

資料の最後のページの参考*1に、「保健師又は看護師の特例を設けています」とある。保育所は保健師・看護師のままで、家庭的保育事業等の部分だけが准看護師に拡大されるということで良いのか。

<子育て支援課保・幼連携担当課長>

そうである。

<馬場副委員長>

看護師と准看護師では業務の内容が違う。どう違うのか。

<子育て支援課保・幼連携担当課長>

看護師は厚生労働大臣の免許であり、国家資格である。准看護師は都道府県知事の免許である。業務は、看護師が医療現場において傷病者等の療養上の世話・診療上の補助を行うのに対し、准看護師は医師や看護師の指示を受けて療養上の世話・診療上の補助を行う。

<馬場副委員長>

資料「*2市町村長が行う研修を修了した保育士…」とあるが、どのような研修を行おうとしているのか。

<子育て支援課保・幼連携担当課長>

家庭的保育者は、子育て支援員専門研修を修了した保育士、家庭的保育者基礎研修を修了した保育士となる。具体的には、こういう講義が何時間、など決められた研修がある。

<馬場副委員長>

資格要件の緩和をなぜ行うのか。

<子育て支援課保・幼連携担当課長>

国の通知によると、今回の改正については、保健師・看護師の確保が困難であるという地域実情があり、そこからの意見をもとに検討されたものである。待機児童解消のための受け皿としてこういう事業が設けられたが、地方からの職員体制の見直しの意見をもとに国が検討を行い、今回改正されたものである。

<馬場副委員長>

本市で看護師が不足しているとの事象はつかんでいるか。

<子育て支援課保・幼連携担当課長>

医療現場での看護師不足については分からない。

<馬場副委員長>

「従うべき基準」に従わなかったらどうなるのか。

<子育て支援課保・幼連携担当課長>

「従うべき基準」は、合理的な理由がない限り、従わなければならないものである。

<馬場副委員長>

合理的な理由があれば従わなくても良いのか。

<子育て支援課保・幼連携担当課長>

「従うべき基準」の解説であるが、条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準である。当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるが、異なる内容を定めることは許されないとされている。

<酒井委員>

昨年9月の審査の際、亀岡市で認可する際には有資格者でお願いしたいとの考えを出していくと言われたので、安心して9月の条例には賛成したところである。今回、地域の実情に合わせて特例を緩和してほしいという強い声が自治体からあがってきたが、亀岡市では事業をしていないので、あわせて改正しなければならない理由

は何もないのではないか。また、「従うべき基準」への上乗せは構わないので、改正しない、准看護師まで緩和しないという選択肢もあったのでは。

<子育て支援課保・幼連携担当課長>

「地域の実情」であるが、事業を行っていないのは他の自治体もほとんど同じであり、亀岡市だけの「地域の実情」にはあてはまらない。「地域の実情」は、法目的や要件規定の趣旨に合致した合理性があれば基準強化が可能とされている。「合理性」は、考慮すべき要件、今回准看護師を入れるという要件が、亀岡市という地域において重要な事項であるという立法的な事実があるのかが判断基準になる。亀岡市においては、そのような事実はなく、「地域の実情」には当てはまらず、従うべき基準に従うものである。

<健康福祉部長>

「地域の実情」というのは、既に家庭的保育を実施している自治体において、新たに緩和をすることで、既に認めたものと今後認めるもので混乱が起きる場合などである。そういった場合は、このような緩和策を取り入れない自治体もあると聞いている。それ以外は、「従うべき基準」として、ほとんどの自治体が国の基準のとおり改正を行っていると考えられる。本市についても、今後こういう事業が出てくるかは分からないが、国の定めに従って要件を定めておく。なお本市が進めている保育は、施設保育所における保育の充実を基本に考えている。保育所入所における待機児童が出ないように施設整備の充実をはかっていくという方針は変えていないので御理解いただきたい。

<馬場副委員長>

乳幼児の死亡事故が激増している。多くが、赤ちゃんがうつぶせになったことによる窒息死である。それを防ぐような担保、亀岡市独自の施策などの考えは。

<健康福祉部長>

昨年、家庭的保育事業の条例を提案した際も、各議員から懸念の声をいただいた。しかし今後の計画では、家庭的保育事業を行わなければならないということは起こらないと考えている。いわゆる密室での保育の危険性を避けるという意味からも、今後も施設型保育所の充実・促進をはかっていきたい。今回行う法の整備と亀岡市の進める事業とは別として考えていただきたい。

[理事者退室]

～ 10 : 58

[自由討議]

<酒井委員>

昨年の条例制定の際にも心配する意見がたくさん出た。その際の説明では、今後のニーズのために受け皿として作っておくが、施設保育を行っていくし、資格についても無資格者を入れるのではなく有資格者で考えているとのことであったので、委員会では、時間も無い中、今はこの形で仕方がないとなった。亀岡市が今後良い保育をしていくことが担保されるように、内規ではなく条例の中で表現できればという議論もあった。今回の改正は、事前に共有した資料によると、九州地方知事会が看護師や保健師では足りないからと強く要望されてきたものである。当初厚労省もかなり慎重であり、看護師と准看護師は一緒にできないと言っていた。しかし、それでは困ると現場が強く要望し、今回厚労省令の特例の緩和となった。亀岡市として、それに準じて改正するのが適当なのか疑問である。

<平本委員>

必要性があるのかわからないのが見えない。亀岡市にこういう事業がなく、今後もその見込みがない中、必要性が理解できない。

<馬場副委員長>

部長は法と事業は別と言われたが、亀岡市のスタンスをはっきりさせるべきであるし、今回の改正は時期尚早だと考える。

<酒井委員>

確保に苦しんでいる自治体の実情に合わせてルールを緩和するのは苦肉の策である。そういう現状がない亀岡市は、その通りに変えなくても良い。将来そういう時が出てきて、最大限に努力した上で特例の緩和がいるという判断があつてのことなら分かるが、今は改正しなくてもかまわない。必要ないから改正しない自治体もあるのでは。「従うべき基準」に上乘せするためには合理的な理由が必要というが、範囲内で緩めたり内容を変えたりすることについて、地域の合理的な判断が必要ということではないかと前の地方分権の改革の議論を見ていて思うのだがどうか。国からおりてきてそのまま対応しなくてはならないことが他にもたくさんあるが、今回の議案だけでなく、必要のないものはしないという選択もあつて良いのではないか。

4 討論～採決

[討論]

<酒井委員>

第5号議案に反対。総務文教の個人情報保護条例の改正についての執行部の考え方も、国からおりたらその文言通りやるのが基本だというが、実際の市民の心配にこたえる視点が欠けている。今回、実際やっている事業もないのに、サービスが低下するのではないかとこの心配を市民に与える可能性がある。亀岡市はせっかく質の高い保育をしているのだから、国からおりてきてすぐに改正する必要はない。今回見送っても良いのでは。

<馬場副委員長>

第5号議案に反対。具体的な事例がないのに、国からの通知にそのまま従う必要はない。全国保育団体連絡会も、今回の資格要件の緩和は保育の質の低下につながる問題であり容認すべきでないと言っている。死亡事故も相次いでいる中、法と事業は別というのであれば、事業を優先した条例にすべき。

[採決]

第1号議案	挙手	全員	可決
第4号議案	挙手	全員	可決
第5号議案	挙手	少数	否決

(反対：馬場副委員長、酒井委員、富谷委員、平本委員)

[指摘要望事項] なし

<明田委員長>

委員長報告は、次の委員会で報告することとし、字句等の整理は正副委員長に一任願う。

<全員了>

～ 1 1 : 0 9

5 その他

議会だよりの掲載事項について

< 明田委員長 >

意見はあるか。

< 酒井委員 >

第5号議案をまず入れること。第4号議案も入れられるのでは。

< 馬場副委員長 >

同意見である。市民生活に大きく関わることなので、第4号議案・第5号議案を掲載で良い。

< 明田委員長 >

今の意見に沿って掲載事項をまとめていく。正副委員長に一任願う。

議会報告会の意見対応について（6月1日、2日開催分）

[委員長から意見・要望などの概要及び当日回答内容を項目ごとに報告、対応を協議]

- ・ 亀岡西部 7 : 参考
- ・ 畑 野 5 : 参考
- ・ " 6 : 参考
- ・ 保 津 2 : 参考
- ・ " 4 : 調査回答
- ・ 本 梅 12 : 参考
- ・ " 14 : 参考
- ・ 千代川 4 : 参考
- ・ 東つつじ 6 : 参考
- ・ " 9 : 参考
- ・ " 10 : 参考

< 明田委員長 >

保津4への回答について、別紙のとおりで良いか。

< 全員了 >

< 明田委員長 >

回答は個人へ回答するのか。

< 事務局 >

ホームページで回答している。

次回の月例開催について

< 明田委員長 >

予定等の説明を。

< 事務局 >

行政視察のまとめの確認、決算分科会の事務事業評価に向けた協議等が考えられる。月例の内容と日時について協議いただきたい。

< 馬場副委員長 >

7月27日から29日かどうか。エコトピアの現場を見に行き、耐用年数について共通認識を持ってはどうか。

< 酒井委員 >

決算事務事業評価についての協議を行った上で、行っても良い。また、提案だが、今後を通じて、委員会としてのテーマを持った上でいろいろな調査ができれば良いと考える。

< 明田委員長 >

良いテーマがあれば提案を。

< 酒井委員 >

例えば子どもの貧困など、いろいろ難しい課題があるので、また委員長に相談する。

< 明田委員長 >

またその上で皆さんにお諮りする。

< 馬場副委員長 >

作業所の現地視察、作業所の職員や福祉の会との懇談など、障害者福祉の関係はどうか。亀岡の食材を使った販売事業など、新しい事業も実施しようとしている。

< 平本委員 >

小型家電リサイクルの視察も行った。現地視察は良いと考える。

< 富谷委員 >

多文化共生について。外国人の方から、亀岡市は言葉の壁などで、なかなか受け皿がないと相談を受ける。そのようなテーマで話し合えれば。

< 馬場副委員長 >

今の関係は、外国人からの苦情や相談に亀岡市の相談窓口がどう対応されているかというところから始めれば。

< 明田委員長 >

亀岡市だけではない広範囲の課題である。今ここで今後どうするかは言えない。我々の範疇は市だけであるので、それも含め、今後どうするか検討していきたい。

< 事務局 >

次回の月例は、7月27日～29日の間に、決算事務事業評価と視察のまとめ、エコトピアの視察の3項目を行い、今後のテーマについてもその際に協議いただくということで良いか。

< 小松委員 >

27日は地域こん談会があるので都合が悪い。

< 明田委員長 >

27日以外で調整を。

< 事務局 >

28日、29日で担当課と調整する。

< 明田委員長 >

明日25日の委員会は、委員長報告の確認を行うのでよろしく願います。

散会 ~ 11:39